

カマタマーレ讃岐 試合運営管理規程

第1条（規定の対象）

株式会社カマタマーレ讃岐（以下「クラブ」という）により制定される「カマタマーレ讃岐試合運営管理規程」（以下「本規程」という）は、リーグ戦、リーグカップ戦等、当クラブが主管する全ての試合、[公益財団法人日本サッカー協会(以下、協会という)および公益社団法人日本プロサッカーリーグ(以下、Jリーグという)が主催する全ての試合を含む]の円滑で安全な運営を確保することを目的とする。

本規程は、カマタマーレ讃岐の管理下にあるスタジアムその他関連施設に入場しようとする、または入場した全ての者に適用される。

第2条（定義）

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1.【試合】カマタマーレ讃岐が主管する全試合をいう。
- 2.【施設】試合運営のために、カマタマーレ讃岐が管理する競技場等の施設及び区域をいう。
- 3.【運営・安全責任者】Jクラブ実行委員または実行委員代理をいう。
- 4.【運営担当・セキュリティ担当】運営・安全責任者の任命を受け、試合の安全確保のため業務に従事する者をいう。
- 5.【警備従事者】試合の安全確保のため、運営・安全責任者が任命した者をいう。

第3条（持ち込み禁止物）

施設に入場しようとし、または入場した者は、運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、次の各号に掲げる物を施設に持ち込むことはできない。

- 1.Jリーグ統一禁止事項により持ち込みを禁止されているもの。
- 2.施設管理者により持ち込みを禁止されているもの。
- 3.他人の迷惑となるもの（大量の荷物、ベビーカー、ネットなどに入っていないボールなど）
- 4.投擲を目的とすると思われるもの（石、ビン、缶、701ml以上のペットボトルなど）
- 5.動物の類。※ただし、盲導犬、聴導犬、介助犬は除く。
- 6.競技進行を妨害するおそれのあるもの（レーザーポインタ、ガスホーン、ホイッスルなど）
- 7.発煙筒、爆発物、薬物、ナイフ、ハンマーその他の危険物。
- 8.個人やクラブ等を誹謗中傷する、もしくは選手やチームを応援または鼓舞する目的が認められない掲出物など。
- 9.特定の会社または営利企業の宣伝を目的として、特定の会社名、製品名等を表示したもの。
- 10.その他、試合の運営または進行を妨害し、他人に迷惑または危険を及ぼす恐れがあると運営担当、セキュリティ担当、及び警備従事員が認めるもの。

第4条（禁止行為）

運営・安全責任者が必要と認めた場合を除き、いかなる施設においても次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 1.Jリーグ統一禁止事項により禁止されていること。
- 2.施設管理者により禁止されていること。
- 3.正当なチケットまたは通行証（ADカード）を所持せず入場すること。
- 4.アルコール、薬物その他物質の影響により、酩酊した状態で試合運営及び他人の行為等を阻害する行為。
（酩酊とは：アルコール等の影響により、正常な判断ができない状態）
- 5.抗議集会、デモ等の運営妨害にあたる行為。事前に約束のない試合役員、選手との面会。

- 6.勧誘、演説、集会、布教等の行為。
- 7.承認を受けていない商行為、寄付金の募集、広告物の掲示、ポスターの掲示、ビラ配布等の行為。
- 8.所定の場所以外に自動車あるいは自転車を乗り入れ、駐車、駐輪すること。
- 9.営利目的で競技、式典、観客等の写真撮影及びビデオ撮影をすること。
- 10.大会の音声、映像を、インターネットその他メディアを通じて配信すること。
- 11.テント、小屋等の建造物を、クラブ及び施設管理者の許可なく設置すること。
- 12.指定場所以外への横断幕、垂れ幕の掲出。テーブル類を使用しての座席の確保。
- 13.メインスタンドでの大旗を振る行為、太鼓等の鳴り物を使用しての応援。
- 14.ホームサポーター席でのアウェイチームの応援。またはアウェイ席でのホームチームの応援。
- 15.応援の統制目的以外で拡声器を使うこと。
- 16.荷物等で通路を塞ぐこと。
- 17.所定の場所以外での喫煙。歩きながらの喫煙。吸い殻の投げ捨て行為。(電子タバコ等を含む)
- 18.フェンスや手すりに腰をかける、またぐ、身を乗り出すといった行為。
- 19.座席の上に立っての応援。
- 20.日傘・雨傘を広げての観戦・応援。
- 21.器物破損行為。
- 22.人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治または出自に関する差別的あるいは侮辱的な発言または行為をすること。
- 23.その他、試合の運営または進行を妨害し、他人に迷惑または危険を及ぼす恐れがあると運営担当、セキュリティ担当、及び警備従事員が認める行為をすること。

第5条（遵守規定）

次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 1.チケット、通行証（ADカード）等の提示を求められたときは、これを提示すること。
- 2.安全確保のため、手荷物、所持品等の検査に協力すること。
- 3.警備従事員及び治安当局の指示、案内、誘導等に従い行動すること。
- 4.ゴミは所定の場所に分別して廃棄、または持ち帰ること。

第6条（販売拒否事由）

主催者は、以下の各号に該当する者に対し、入場券の販売をしない。また、その者が自らまたは第三者を通じて入場券を取得した場合、

主催者はその者に対し、第8条に基づき入場を拒否することができる。

- 1.暴力団またはこれに類する反社会的勢力（以下「暴力団等」）に所属する者（以下「暴力団員等」）
- 2.暴力団員等でなくなった時から5年を経過しない者。
- 3.自己または第三者の利益を図る目的等で、暴力団等または暴力団員等を利用している者。
- 4.暴力団等または暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供給するなど、暴力団等の維持、運営に関与をしている者。
- 5.暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- 6.第7条に違反する行為を目的として入場券を取得する者。
- 7.その他、入場券の販売をしないこととする相当の理由があると主催者が判断した者。

第7条（転売等の禁止）

何人も第三者に対し、主催者の許可を得ることなく、入場券を転売（インターネットオークションを通じての転売を含む）その他の方法で取得させてはならない。

ただし、家族、友人、取引先、その他これらに類する特定の関係に基づき、営利を目的とせず、かつ業として行われない場合については、この限りではない。

第8条（入場拒否、退場命令）

1.運営・安全責任者は、第3条、第4条、第5条の規程に違反した者、及び第6条の規程に該当する者の入場を拒否し、施設からの退場を命じ、第3条に掲げる物の没収等必要な措置をとることができる。本条の対象となる試合には協会およびJリーグの主催試合を含む可能性がある。

2.運営・安全責任者は、前項に該当する者の中で特に悪質と認める者に対しては、その後開催される全ての試合についての入場を拒否することができる。また、チケットの返還を求めることができる。

3.運営・安全責任者により入場を拒否され、施設からの退場を命じられた者は、チケットの購入代金の払い戻しを求めることはできない。

第9条（権限の委任）

運営・安全責任者は、特定の施設についてその権限を他の者に委任することができる。

株式会社カマタマーレ讃岐